

島根労働基準協会の新型コロナウイルス感染症の対応について

令和4年4月1日

一般社団法人島根労働基準協会

当協会の講習等をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

当協会の講習は、関係法令等により義務付けられた業務に不可欠な資格取得講習であり、不要不急の用件には該当しないことから引き続き予定どおり開催しますが、受講者の皆様には、感染防止のため、以下の対応の徹底について御理解、御協力をお願いいたします。

- 1 当協会では、ソーシャルディスタンスを確保し、感染リスクを軽減するため、講習会場については、松江会場は、通常、2人掛けで80人強が使用できる研修室の各座席をパーティションで仕切り、各座席の前後の間隔を可能な限り(約1.2m以上)離し、受講定員の上限を60名として実施し、その他の会場は、受講定員を収容定員の50%以下にして実施しており、定員を上回る場合、受講をお断りさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 2 受講者に感染が確認された場合、受講者名簿(氏名、生年月日、住所、連絡先)を保健当局に提供する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 3 感染者、2週間以内に感染者や感染が疑われる方等と濃厚接触があり感染の恐れのある方、3日以内に37.5度以上の発熱があった方、2週間以内に緊急事態宣言発令地域など感染拡大地域に滞在した方で、感染の懸念のある方、咳、発熱等風邪様の自覚症状のある体調不良の方は、受講をご遠慮ください。受講日当日は、受付にて自動検温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱、咳等の風邪様の症状のある方は受講をお断りさせていただきます。
- 4 受講(休憩中を含む)に当たっては、マスク着用をお願いいたします。お願いしても着用されない場合、感染防止のため、退場いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 5 研修室への入室等に当たっては、手洗い、手指のアルコール消毒の徹底をお願いいたします。事務局では、休憩時間ごとに研修室のドアノブ、トイレ、自販機のボタン、階段手すり、ロビー長椅子等のアルコール消毒を徹底いたします。
- 6 事務局では、休憩時間ごとに窓を開放して研修室内の換気を徹底しますので、室温の変化に対応できる服装に留意して受講してください。
- 7 受講中は、休憩時間を含め他の受講者等と十分な距離を取っていただき、近距離(1m以内)での会話、大声での会話を控えていただき、研修室内で昼食を取られる方は、食事での会話も控えて(黙食)いただきますようお願いいたします。

なお、感染状況によっては、急遽講習等を中止、又は延期する場合があります。事前の当協会ホームページの確認をよろしくをお願いいたします。